

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成23年12月9日(金) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後4時17分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一  
副委員長 桜本 広樹  
委員 前島 茂松 武川 勉 望月 清賢 石井 脩徳  
仁ノ平尚子 土橋 亨 望月 利樹

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

森林環境部長 中楯 幸雄	林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事 山本 正彦	森林環境部次長 深尾 嘉仁
森林環境部技監 安富 芳森	
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱)	宇野 聡夫
森林環境部参事 窪田 敏男	森林環境総務課長 小野 浩
環境創造課長 小林 明	大気水質保全課長 宮本 英敏
環境整備課長 守屋 守	みどり自然課長 石原 三義
林業振興課長 中山 基	県有林課長 江里口 浩二
治山林道課長 沢登 智	

県土整備部長 酒谷 幸彦	県土整備部理事 山本 力
県土整備部次長 末木 正文	県土整備部技監 上田 仁
総括技術審査監 小池 雄二	県土整備総務課長 秋山 孝
美しい県土づくり推進室長 山口 雅典	建設業対策室長 秋山 剛
用地課長 市川 正安	技術管理課長 内田 稔邦
道路整備課長 大久保勝徳	高速道路推進室長 三浦 市郎
道路管理課長 丸山 正視	治水課長 井上 和司
砂防課長 中嶋 晴彦	都市計画課長 市川 成人
下水道課長 小池 厚	建築住宅課長 松永 久士
営繕課長 和田 健一	

### 議題 (付託案件)

- 第103号 山梨県環境影響評価条例中改正の件
- 第104号 山梨県道路法施行条例中改正の件
- 第105号 山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件
- 第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第107号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第109号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

- 第110号 契約締結の件
- 第111号 変更契約締結の件
- 第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

審査の結果 付託案件については、第111号議案を除き原案のとおり可決すべきものと決定した。  
請願第23-3号及び請願23-13号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時04分から午前11時34分まで森林環境部関係、休憩をはさみ、午後1時00分から午後4時17分まで県土整備部関係（午後2時50分から午後3時15分まで、午後3時22分から午後4時08分まで、午後4時10分から午後4時11分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。  
第111号議案については、引き続き12日に審査を行うこととした。

#### 主な質疑等 森林環境部関係

※第103号 山梨県環境影響評価条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(林道災害復旧費について)

桜本副委員長 森の3、林道災害復旧費及び次の復旧費の、おおむねの件数と、そして事業費の幅をお示しいただけますか。

沢登治山林道課長 まず、森の3ページ、林道災害復旧費でございますが、林道県営路線が14路線、箇所にして24カ所になります。市町村につきましては、30路線、箇所につきましては39カ所で、合計3億483万3,000円となっております。

その下の平成23年林地荒廃防止施設災害復旧費につきましては、県が管理しております治山施設、4カ所の復旧に要する経費でございます。

桜本副委員長 事業費の幅は。

沢登治山林道課長 箇所ごとの幅ということでよろしいですか。

桜本副委員長 例えば2,000万からというように。

沢登治山林道課長 林道の災害復旧につきましては、一番低いもので約100万円程度で、一番高いものと1億円程度というようになります。治山につきましては、治山の平成23年林地荒廃防止施設の災害復旧費につきましては、一番低いものが市町村事業箇所への1カ所ございますが、それが195万円、一番高い箇所は1億3,100万円となっております。

桜本副委員長 先ほど計画中のものから補正ということの中で、積算が変わってくるという部分が先ほどの御説明の中であったかと思うんですが、例えばどんな部分が今回の災害を受けて広がったのか、その辺を説明していただけますか。

沢登治山林道課長 先ほど、繰越明許費のところ御説明させていただいた理由ですが、施工中の現場につきまして、今回、9月、2つの台風による影響で、当初設計して予定していたのり面などが拡大崩落をするなどの理由で、基本的にはそれらの設計変更などに時間を要しまして、どうしても年度内に完成することができない事情で、その部分を明許繰越費として繰り越させていただくものであります。

桜本副委員長 一般的に民間の場合は、こういった災害時に保険等が掛けてあれば、掛け金等の割合の中で保険適用がされるわけなんですけど、公共事業の場合、例えば契約上、災害が起きた場合、それについてどんなふうな明確なお示しがあるんですか。

沢登治山林道課長 契約上ですから、県と請負業者との契約上の決まりがあり、例えば施工途中で台風により被災を受けた場合、それが一部完成しており、出来高として認められるような場合は、それをその出来高だけ支払う契約上の条項もございます。

あとは、現場に搬入していましたが、例えばバックホーなどの重機が被災を受けた場合についても、災害を受けたと認められる場合には、その一部を補償する条項もございます。

桜本副委員長 大事なことなんですけど、例えば100の被害があったということについて、その100の災害があった根拠っていうものは、残してあるんですか。例えば、写真を撮ってあるとか、あるいは100の数値はこの数字に基づいてというような、例えば現場写真だとか、被害をこうむった根拠になっている書類というものはお持ちなんですか。

沢登治山林道課長 一般的に建設工事の場合、請負業者が工事の着手から完成まで、当然、県の監督員が把握しきれない部分まで、写真あるいは工事書類を残しております。ですから、それで被災を受ける前と被災を受けた後の状況を、それらの工事書類で確認をできた場合には、そういう出来高の支払が可能という条項になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(復旧治山費について)

土橋委員 復旧治山費のところ、旧中道、右左口地区で6億7,838万円ということ、また、雨畑地方の予防治山費で1億1,342万円ということでした。実は、雨畑地区を視察に行ってきた、すごく崩落していたこと、道路が寸断されていたこと、川へ流れ込んでいたこと、これを戻すにはすごい金がかかるだろうなということを痛感しました。中道地区で6億7,000万っていうと、どこだったのかなという感じがあるんですけど、その辺を教えてください。

沢登治山林道課長 今、委員御指摘の復旧治山費の甲府市右左口町ですが、復旧治山費はこの箇所を含めまして、全部で13カ所ございまして、右左口の工事につきましては3,745万円でございます。場所は、精進湖線に平行しております県道でございます。昔、自衛隊が開設したという県道でございますが、その道路の上方部の崩壊地の復旧にかかる経費でございます。

土橋委員 わかりました。

(保安林保育費について)

石井委員 森の3ですけれども、この保安林の保育について9,000万という予算が計上されております。30年代だと思えますけれども、工事をやりまして、アカシアだとかそういう樹木が植栽されました。それらが大きくなりまして、倒れたりして、地域で気がつくところはちょっと途中を切らしてもらったりしていますが、これらの扱いについても相当いろいろな条件があるようですけれども、だんだん山林が荒廃してくるということの中で、この保安林の保育費ということで内容をお聞きしたい。

沢登治山林道課長 今回、国の3次補正予算というものが総合的な地震対策ということで、保安林保育につきましても、いわゆる治山事業のハード整備とあわせて保安林の機能を強化して、今後の災害等に備えるという趣旨でございます。内容的に保安林の間伐を主体とします保育、県有林で105ヘクタール、民有林で70ヘクタール、合計で175ヘクタールの保安林の整備を行うという内容でございます。

(復旧治山費について)

桜本副委員長 森の2の復旧治山費ということで、おおむね13カ所というお話を聞いたのですが、今回の台風被害ということで、県下市町村からものすごい数の要望が来ているかと思えます。その中で今回、国補決定に伴うというようなことの中で13カ所に絞られたのですが、全体的に県下市町村からどのぐらいの要望をされているのか、その辺の数字を教えてください。

沢登治山林道課長 今回の3次補正につきましては、台風災害対策としての効果もあるわけですが、基本的に今まで継続している事業の進捗を早めることを考慮したほか、新たに震災等に備えまして新規に着手する箇所を選定しています。市町村の要望につきましては、この補正だけではなくて、毎年度、次年度計画につきまして要望をとっております。どのぐらいの要望があるかということ、今ここで正確にはお答えできませんが、基本的に治山事業の場合、国補事業が取れるところは国補事業、その国補の採択にあわないものについては小規模治山ということで対応しております、その次の年にどうしても予算等の関係で工事ができないというような場合には、次年度にお願いし、できるだけ市町村の要望は反映して、計画を立てるようにしております。

桜本副委員長 今回の優先順位はどんな点を考慮したのですか。

沢登治山林道課長 今回の計画に際しまして考慮した箇所につきましては、東日本大震災及びその地震の2週間ぐらい後でございますが、県の東部で地震がございました。それらの地震によりまして、地盤等が緩む恐れがある崩壊地がございまして、そういう箇所が今後想定されます東海地震等によりまして拡大する恐れのある場所等を選定しています。また、継続箇所については来年度予定しているのを前倒ししてということで、完成をできるだけ早くする観点から計画箇所を選定しました。

(予防治山費について)

望月(利)委員 森の2の予防治山費のところですが、箇所名を具体的に教えてください。

沢登治山林道課長 予防治山費につきましては3カ所ございまして、早川町雨畑、2カ所目は富士川町の高下、もう1カ所が道志村の笹久根地内で計画をしております。

望月(利)委員 予防治山費ということなんですが、今回の災害の復旧に向けての部分もあるのか、それとも本当に予防治山費という名目上のものなのか、その辺の具体的な部分を教えてください。

沢登治山林道課長 今回の追加補正は、先ほどから御説明しているように、想定される震災に対する防災力の強化でございますが、治山事業につきましては、地震だけではなくて、当然、大雨、台風等による災害に対する防災力の強化につながるという観点から、予防治山費、予防的に施工する箇所であります。今後、自然災害に対する効果が見込めるという観点から調査等をしまして計画をしております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第107号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(明野環境整備センターについて)

土橋委員

明野の環境整備センターについて質問させていただきます。9月の議会の際に一度、代表質問の中でしっかりやらせていただいたんですけど、それから2カ月たちました。9月の議会前に会派で現地へ視察に行きました。暑いテントの中でいろいろなものを見せてもらい、それに向かって9月の代表質問の中に入れてさせていただいたんですけど、御存じのとおり、昨年10月に漏水検知システムが異常値を検知し、安全性の確認と原因究明のために搬入停止の処置が行われてきました。まさに9月の議会でそのままそれを質問したわけですが、その後、環境整備事業団が進めてきた原因究明の調査結果について、地元の住民代表なども加わって構成されている安全管理委員会に報告し、意見を伺っているということが9月の議会の中では出ていました。11月17日に開催された安全管理委員会において、これまでの調査結果等に基づき、施設の安全性についておおむね了承とされたものと承知していますが、知事は搬入の再開時期について、事業主体である県、事業団が判断していくものと発言されておりました。それについて、まず安全管理委員会の検討状況についてどういうことだったのかを伺います。

守屋環境整備課長 昨年10月の漏水検知システムの異常検知以降、これまで6回にわたって安全管理委員会が開催され、この中では原因究明調査の方法、あるいは調査結果等について御論議いただいたところでございます。この間、その原因箇所と想定されたシート部分の現場での切り取り、あるいは県工業技術センターの試験器具を使用した実証実験、それから復旧作業について委員の立会いの中で進

めてきたところでもあります。

11月17日、6回目になりますが、ここに開催された安全管理委員会の場で、原因究明の調査結果や今回のシート損傷の原因が施設の構造上の問題ではなく、また、漏水検知システムの異常はないことなど、施設の安全性について御了承いただいたところでございます。

土橋委員               そこで、センターの復旧作業の状況はどうなっていますか。

守屋環境整備課長   これまで原因究明調査のため、切り取ったシートの修復、また、そのシートは地表から5メートルぐらい掘削するわけですが、その掘削した現場の廃棄物や覆土の埋め戻し、また、掘削したときに飛散防止用ということでテントを設置しました。そのテントの撤去等がありますが、これにつきましては先週までにすべて終了しているところでございます。

土橋委員               すごく大きなテントで、あのとき行って驚いたんですけども、これは撤去するだけでもすごく時間がかかるなという話をしました。もうその撤去が終わったということになると、肝心なのは搬入の再開の準備状況と、具体的な受け入れ時期の見通しはどうなっているかという、今、一番大事なことだと思うんですけども、その辺をお願いいたします。

守屋環境整備課長   現在、再開に向けて廃棄物の埋め立て、また覆土の埋め立て用に重機の確保、それから作業員の確保、また再発防止のために安全管理のための工程の再確認などを今、行っているところでもあります。このような受け入れ準備が進んできておまして、再開のめどが立ったことから、来週の16日より搬入の再開をすることとして、間もなく産業廃棄物業者等への周知を行う予定と事業団から聞いているところでございます。

土橋委員               1年以上にわたって、もう1年何カ月という長い期間ですが、センターへの搬入がストップされて、県内の産業界や産業廃棄物業界においては、県外の民間処理場への搬出を余儀なくされていまして。ここで今、16日に搬入予定という日程も明らかになって安心したところではありますが、9月の議会でも申したとおり、県民の多額の財産を投入してつくった環境整備センターですので、今後はこのような事故が起きないように、十分な再発防止策を講じ、施設の安全性を最優先として、適正な運用管理に努めていくよう要望したいと思います。

次に、9月の議会ではっきり言わせていただきましたが、今回の異常検知の原因究明調査等に伴う損害について伺います。異常検知の原因となった施工業者への求償については、いよいよその話もしていかなければいけないと思うのですが、いつごろから協議を行うのか伺います。

守屋環境整備課長   環境整備事業団では、これまでの原因究明調査の結果、今回の異常検知が処分場のシートなどの施設内の遮水工の施工時から、そのシートの上に保護土を乗せる、その保護土の施工までの間に漏水検知システムとして、縦横に導線を配線する、その交点部分に強い加重が加わって、遮水シートが損傷したことが原因と結論づけたところでもあります。

現在、環境整備事業団では、このような点を踏まえて検討を行っており、これは先方の都合もありますが、明確な返事を今、申し上げることはできませんが、来週以降、速やかに協議を申し入れることができるよう、準備を進めているところでございます。

土橋委員　これについて1年以上にわたっての停止期間のこと、また、究明のこと、いろいろな意味で莫大な金額になっているんじゃないかと思います。また、その間も搬入していたとしたら、逆にどのぐらいの利益があるのかなど、いろいろなことがあると思いますが、施工業者への求償額の見込みはどのぐらいになりそうですか。

守屋環境整備課長　損失額については、現在、事業団が精査中でありまして、おおむねではありますが、今、各事業者にも、2つに分けてお答えしますが、原因究明の調査経費としては、これは掘削に要した重機などの経費と、それから飛散防止用テントの設置等でございますが、1億7,000万円程度。それから廃棄物の受け入れを停止していたしましたので、そのときの減収分として3億円程度。それからその合計から実際には埋め立てを行っていた場合には、当然、必要経費がかかります。その経費を差し引いた額、3億8,000万円程度が基本になるものと考えているところであります。

土橋委員　多額な金額ですし、大事なことだと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。今回の異常検知の問題については、安全管理委員会の報告を踏まえると、少なくとも事業団に全面的な責任があるものではないことは理解しておりますけれども、明野環境整備センターの経営状況についてはことしの5月、今後の収支見通しが明らかにされましたが、その金額で47億円という多額の赤字が見込まれているという発表もあります。求償額のしっかりした話し合いから始まって、事業団が損害の回復に全力で取り組むことが必要であることは当然でありますし、県としてもしかるべき成果が得られるよう、最大限バックアップするべきであることを指摘させていただいて、質問を終わらせていただきます。

(林業公社について)

仁ノ平委員　林業公社についてお伺いします。林業公社の今後の経営については、先月11日、我々に全員協議会でこれからの方向性について概要を丁寧に御説明いただいたところで、我々もほぼ理解をしているところですが、公社の経営であるとか、本県の森林保全は大変重要な問題ですので、幾つかわからないことを確認かたがた質問させていただければと思います。

1点目は、三セク債の利用に関してですが、本会議でも御答弁いただきました。その中で、1点目の質問ですが、今後、三セク債が25年で終わりだけでも、その延長が図られるように国に強く要望していくとの知事からの御答弁がありました。その延長の可能性について、県ではどのように見ているのかお示しく下さい。

宇野森林環境部技監　三セク債の県の要望ということでございますけれども、今後また改革プランにつきましては年内に県のほうで最終的なものとして決定して策定した上で、その後に国に対して要望をしていくというような段階になっていくというふう考えております。現時点でまだ、直接的な要望というものはこれからという段階なものですから、国のほうの感触とか見通しというのは現時点ではなかなか示しづらいところがございますが、林業公社の改革というのは全国的な課題の中で、これから改革を行っていく県も多いと考えております。そういったこともあるということで、ほかの県、あるいは全国協議会などと共同しながら、連携しながら国に強く要請していきたいと考えています。



仁ノ平委員　　そうですね。これから改革をする県も多いですし、そもそも国の施策によるものでここまで事態は深刻になってしまったということもあるので、私も国のほうは考えるのではないかなと考えているんですが、さて、仮の話ですが、三セク債が延長された場合に、本県は使う考えでしょうか。

宇野森林環境部技監　三セク債の活用ということで、現時点では活用できないということなんです。三セク債というものはそのときの起債の発行条件とか、あるいはそのときの金利情勢とか、そういったもので総合的に判断していく必要があるかと思えます。また、県の財政状況などもございます。三セク債の場合は償還期限が短くなりますので、単年度の負担が大きくなるという状況がございまして。そのときの新しい発行条件などを総合的に判断しながら、決定していくのかなと考えております。

仁ノ平委員　　今のお話はわかるんですが、強く要望はするけれども、延長になったときにはその時々で判断するということですか。

宇野森林環境部技監　三セク債の今の条件としましては、例えば償還期間が10年間というようなこともございます。あるいは、金利については、地方債という発行になりますので、そのときの金利情勢によって左右されるということがございます。そういったことで、現在の借入金の金利とかそういうようなものを比較して、総合的に判断するということで、三セク債については延長、あるいはその内容の拡充といったことについても要望していきたいと考えております。以上です。

仁ノ平委員　　そういうことになるかと思うんですが、総合的に考えて、利子の面で県にとっては有利なのではないかと私は考えるんですが、そのように慎重に御判断願いたいと思います。

さて、次ですが、5,000人の所有者があると。5年かけて説明していく。分収割合の見直しであるとか、所有が県に移管されるとか、その辺の御理解をいただいくことですが、ちょっと私、イメージできないんです。5,000人の方にどのように理解していただくのか、その手法というようなものがどうもよくイメージできないのですが、少数の方が最後まで御納得いただけない場合、強制執行みたいなこともあるんですか。あるいは、御納得いただけない方があった場合、少数の場合か結構あった場合どうしていくのか、所有者への対応ということでお考えをお聞かせください。

宇野森林環境部技監　所有者への御説明ということで、これから、明年早々から準備を始めて対応していきたいと考えております。ただ、手法につきましては、まず地域ごと等で説明会を開催するというようなことをベースに始めていきたいと考えております。

また、その中でいろいろと地域の実情ですとか、あるいは所有者の御意向というものもございまして、またさらに細かい説明会とか御説明ということで対応していくべきかと考えております。

また、御納得いただけないという方がいらっしゃるといことも当然想定されるわけですが、やはりこれだけ大きい林業公社ということで、多額の債務を処理すると県民負担も多額なものが伴うということの中で、所有者の方々にもそういった状況をきちんと説明して御理解いただくようなことを誠心誠意続けていきたいと考えております。

仁ノ平委員 強制的な対応というのはあるんですか。

宇野森林環境部技監 あくまでも分収林契約につきましては、民法に基づくというか、民民の契約行為でございますので、なかなか法に基づく強制的な行為というものは難しいと考えております。

仁ノ平委員 大勢の方がいらっしゃいますし、高齢の方もいらっしゃるでしょうし、ちょっと漏れ伺うところによると、これだけ報道されていても所有者からは一つの問い合わせもないというような中で、いろいろな方がいらっしゃるでしょうけど、その関心の度合も違うのかなと思うところです。ぜひ御納得いただけるような慎重な対応をお願いしたいと思います。

さて、県に移管された後の話ですが、県有林全体の5%を占めると聞いています。県に移管された場合は、その管理については、財政的にはどのような扱いをなさっていくのか。一般会計なのか、あるいは恩賜特会なのか、今後の財政的な裏づけについて御説明ください。

宇野森林環境部技監 まず一つは、分収林を県に移管するというところで、県有林と一体的な管理ということで今回効率化を図っていきたいということでプランのほうは御説明させていただいておりますが、その費用の持ち方というのは、これから来年度の予算とか、あるいは今後の毎年度の予算という中で、議会には御審議いただくということになるものでございます。やはり恩賜県有財産の特別会計というものは、県有林というものをずっと管理してきている中でやってきているもので、分収林というのは今回新しく県有林と一体となりますが、経営区分というのは一つ、別のものとして考えていく必要があるのではないかと今のところは考えております。

仁ノ平委員 私、全員協議会に不在だったもので、その記録を見せていただいたところ、林務長の御発言で、5%であるから今後しっかり県として対応していくんだというお答えもあったのですが、一体化して管理していくという点について、林務長としてもう一度御発言いただけますか。

深沢林務長 全員協議会の場で私も発言いたしまして、それから今議会の知事の答弁にもありましたけれども、私ども県有林の管理、それから技術的なもの、これは全国に誇るべきシステムと技術を持っていると思っております。したがって、県有林に受け入れても、管理、それから技術については引けをとらないというふうに思っておりますので、一体となってきちんと管理できると思っております。以上です。

仁ノ平委員 県有林として一体化して管理していくという、全国を見てもオリジナルな方式だということがわかりました。その辺をそういうふうにしようと、県有林として一体化していこうという、他県に余りないオリジナリティーがある改革プランは、どの辺からそうしていこうとしたのか。今の御答弁からは、その技術があるんだぞというあたりかなと感じるのですが、県有林と一体化することについて、もう一度お話しいただけますか。

深沢林務長 そもそも県有林がこのようにあるというのは本県だけでございまして、よその県では委員の皆様も御承知のように、新しい組織をつくったり、それから、

現在ある外郭団体につけ変えたりと申しますか、契約を変えたりというようなところもございます。ですが、先ほど申しましたように、私どもは全県くまなく県有林も持っておりまして、近接しているような公社の分収林もございますので、当面、知事の答弁にもありましたように、路網の整備とか、そういうことも一体的にできる。それから、半分を県有林が占めておりますので、今、収穫して今度売る段階になってきますと、需給調整も当然やらなければなりません。そういうところも県と一体となってやると、値崩れを起こさないような販売もできるということもあります。

いずれにしても、このような県有林をたくさん持っているところがありませんので、比較にはなりませんけれども、逆に、聞き及んでいるところでは、山形県などは県有林と一体化となってやろうと思ったけれども、県有林の面積が少なく、技術も管理もでききらないので、やっぱり新しい組織をつくったということ聞いております。私どもはこれからよその県のモデルになると、改革のプランはモデルになりますけれども、管理方法については要するにちょっと比べるところがないとは思っておりますので、私どものオリジナルかなというふうには思っております。以上でございます。

仁ノ平委員

改革プランが年内に確定して示されるということですが、スタートかなと思うんですよ。5,000人の方の御納得を得る点についても、今後の公益性を持つ森林のさらなる適正な保全という点でも、新たなスタートだと思しますので、ぜひスタートだということを肝に銘じてしっかり取り組まればと願います。終わります。

前島委員

同じく林業公社の取り組みの中で、県が廃止という方向に結果を出されたわけございまして、そういう意味では、当委員会において総括的な意見を述べさせていただいたり、質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、公社が設立をされて40年ですから、ちょうど46年になるわけですね。この間、何回か改革の見直しを進めてきたと。しかしながら、順送り、あるいはたらい回しで抜本的な改革の手を打つことができなかった。そこへ今、債務超過。債務超過は言うまでもなく、債務と資産の関係がアンバランスになってしまったということで、事実上は公社そのものが、いわゆる破綻に近い状況に立ち至ったということだと思います。

そのことについて、経済情勢がグローバル経済の流れの中で、国内生産の木材の需給が低下をしていくという流れもあったと思うんですけども、この状況の中で、今、質問も出ましたけれども、一番問題なのは、分収林の部分の4,800人の方々です。約5,000人、そのほか緑のオーナーとか、いろいろな方がいるのですが、これを28年度までに進めていく、この交渉の行程とか日程というものを見ていったときに、これは大変容易ではないと思えます。しかも、これを改める約定をつくり変えていくためには、御承知のように、現在の県が60、そして所有者が40という割合が2分の1になるわけですから、ある意味では無関心のようにだけでも、かなりの抵抗もあるのではないかなという感じもしているわけです。

これからの28年まで取り組んでいく流れの中で、相当の所要経費というのが、費用というものがかかる。そういう点について、どうも資産の中で明確にされていない。1億1,200万程度の事業管理費という項目は説明を受けているけれども、そのことについてもう少し具体的な作業過程というものの、その所有者に対してどのような、そしてそれに対してどの程度の費用というものがかるんだと。議会ですから、この辺をもう少し説明をしてほしいと思つて

います。まずその点をお伺いします。

宇野森林環境部技監 今、委員から御指摘がございましたとおり、やはり5,000人との調整というのは、かなりいろいろな大きな作業が伴ってくると考えております。答弁などでも申し上げているとおり、地区ごとに協議会ということで、県と公社が当然主体になって進めていくことになるかと思いますが、やはり地域の実情に詳しい森林組合さん、あるいは林業事業者の方、あるいは市町村の方の御協力をいただきながら、契約の変更に向けたいろいろな説明会や作業というものを進めていきたいと考えております。

先ほどちょっと申し上げましたが、最初は全体的といいますか、地区ごとの説明会といったものを順次始めながら、個別の調整を順次進めていくという想定でいるところでございます。

その費用の部分でございませけれども、プラン自体に協議会の活動経費というものは直接現時点では盛り込んでおりません。これに必要な経費ということについては現在検討中の部分もございませるので、今の段階ではまだ具体的な額は申し上げられないのですが、そういった協議会ですので、一定程度の部分、会場を借りるといったものについて、必要な部分はまた予算措置を検討させていただきたいと考えております。

前島委員 概算の額はわからないですか。

宇野森林環境部技監 まだ内部で来年度予算に向けて検討を進めているところでございませるので、現時点ではお示しできる数字はないということで御了解いただきたいと思います。

前島委員 次に、29年度から平成107年に向かったの改革プランの試算表が示されています。この試算表では、107年には41億円の黒字が生ずるという試算を出しているけれども、この試算そのものを本当にそうなるなんて思っている人はいないと思います。経済動向、経済指数、いろいろなことを考慮して、こんな先の試算をすること自体、私はいかがなものかなと思います。戦後数えて65年ですよ、ことし。そして、公社が設立されて44年たっているわけです。そういう状況の中でこれだけの狂いがある。これだけの見通し、予測のつかない状況がある。平成107年が続くかどうかは別として、続いたとしても、この77年間で41億の試算黒字になるなんていう計算をなさること自体が、所有者、オーナーに不信を抱かせる結果になりはしないだろうか。

もっと率直に地権者の皆さん方、所有者に対して現状の行き詰まりをお話をして、そして、もっと方向性を短期的な試算で将来にわたって努力をしていくというただし書きをつけるならいいけれど、77年先に41億の黒字が出るなんていう計算の仕方という点については、やっぱり私はいかがなものかなという感じがします。その点どうなんでしょうか。

宇野森林環境部技監 委員御指摘のとおり、非常に長期間の試算ということで今回お示しをさせていただいております。木材価格あるいは経済情勢、さまざまなもので当然今後変わってくる見込みがあります。まさに御指摘いただいたとおり、昭和40年、設立した当時は黒字というか、収支がとれるという見通しで始めたものが、今これだけの大幅な赤字になってしまったということも当然、反省点としてあると思っております。

今回、改革プランの中でお示しさせていただきました今後の収支見通しとい

うものは、あくまでも現時点での一定の前提を置いた試算ということでございます。今もお話のございました、所有者の方に対する説明の中で、やはり現在、公社が置かれている非常に厳しい経営状況、あるいはこれまで投じてきた費用といったものを含めながら、その部分で債務処理が必要だということを御説明する必要がありますと思っています。

短期的、長期的という部分で、どれぐらいのスパンであれば正確性があるのかというところも、我々も非常に悩んできているところでございますが、一つ、我々としてはこのプランが今後ずっと同じ数字で行くのではなく、当然、経済情勢といったものを踏まえながら、適時適切に見直しをしていくということで、そういったものを含めながらこのプランの実行、あるいはその後の管理に取り組んでいく必要があると考えております。以上です。

白壁委員長

質問者及び答弁者に申し上げます。質問は簡潔に、答弁も簡潔にお願いします。

前島委員

一番私が心配しているのは、県民の皆さんにとりましてもね、189億という大きな県費の問題を含めて、大変な負債を県民の皆さんにお願いをしなければならぬということでありますから、やはりこういうことについては県民の皆さんに実直にお伝えをして、やっぱり公社の廃止の方向性を県民の皆さんに理解をしていただくという手続が必要だと思うんですね。

例えばあなた方は改革プランと言っているけれども、我々が見ると、これは再建プランだと思います。県民が見れば再建プランだと思うんです。改革という言葉と、会社更生法やいろいろなことの中で更生だとか再建だとか改革だとかってあるんだけど、日本語の解釈から言えば、この状態は債務超過で廃止をして新たな方向を見出していくということであれば、再建プランでなければいけない。再建プランこそ県民が納得する、私は表現だと思うんですよ。制度を変えるってということじゃないですもの。

そういうことを含めて、今、こういう時代ですから、これだけの大きな負債をしょっていくわけですか、県民の皆さん方にしっかりとした歴史的な責任も明確にしながら、県民の理解をいただいたり、所有権者の理解をいただくという手続をとるべきだということを、私は議会人の立場として、長い間、決算のたびに意見書を出してきた立場として、急いで見直さなければいけないんじゃないかと警鐘を鳴らしてきただけに、そういう思いがしています。そういう点を聞かせてもらって終わりたいと思います。

中楯森林環境部長

確かに林業公社につきましては、国の拡大造林施策に沿って進めてきました。そういう中でヒノキも杉も9割近く落ちているという現状でございます。9割です。そういう厳しい中で、政策自体は、他県もそうですが、3県ほど解散した県もございますけれども、この公社問題をここまで来て、私どものほうは先ほど林務長も言うておりますように、県有林という特殊性はありますけれども、こういう中でもともとねらっている分収林を売って再整備をするという方向づけがとれないわけでありまして。そういう中で、最大限、地権者の方々に誠意を持って当たれる方法として考えたのが今回のプランであります。公社は廃止せざるを得ません。

そういう中で、5年間という期間は非常に厳しい期間ではありますけれども、全力を挙げて、地権者の方々の交渉に当たって、この改革を進めていくということでございますので、委員の皆様にはぜひいろいろな意味で御協力いただきたいと思っております。

(民間メガソーラー発電所の誘致について)

望月（利）委員 民間メガソーラー発電所の誘致について伺いたいと思います。民間のメガソーラー発電所を全国に先駆けて誘致に成功したということで、これは山梨県の甲府盆地の年間2,100から2,200時間の日照時間という地の利を生かした部分を有効に利用したということです。山梨県内のイメージアップ、または昨今の電力需要情勢改善に本県が貢献できるというふうを考えております。今議会の所信で、知事から三井物産など3社で構成する連合体という御発言がありました。事業者に決定したということで、この3社の構成について教えてください。

小林環境創造課長 三井物産のほかに東京海上アセットマネジメント投信、それから明電舎の3社による連合体でございます。この3社が新たに会社を設立いたしまして、発電所を建設、運営するという提案でございます。

三井物産におきましては、日本を代表する総合商社でございますけれども、エネルギー関連事業につきましても積極的でございます。メガソーラーに限りましても既に羽田空港や国外スペインにおいても実績を持っているところでございます。本県のほかにも愛知県の渥美半島、田原市というところがございまして、ここに50メガの計画があると聞いております。

東京海上アセットマネジメント投信会社につきましては、東京海上火災の資産運用会社でございます。年金基金等の運用を行っております。今回、三井物産と連携いたしまして、メガソーラー事業への投資も開始すると伺っております。

明電舎は御存じのとおり、本県の米倉山メガソーラーの設計施工を一手に引き受けて、東京電力とも非常に長い縁のある会社でございます。以上でございます。

望月（利）委員 知事の所信で事業者の決定理由として、発電収益の一部を県に納付するということが、資材調達や下請け工事を地元企業に発注するということがおっしゃってございまして、地域貢献の高い提案があったことを挙げていると思うのですが、そのほかにも何か提案があったのか教えてください。

小林環境創造課長 そのほかの提案といたしましては、大学や公設試験研究機関が再生可能エネルギーの試験研究等々の実証試験を行うために、この施設のフィールドを貸していただけるという提案がございます。

それから、東京電力の管内で停電が起きた場合に、この太陽光発電所は一応、災害対応ということで蓄電池等を整備いたしまして、その節は地域に電力供給等の貢献をしたいという提案をいただいております。

さらにユニークな提案といたしましては、東京海上アセットマネジメントで、企業から企業年金等を集めて資産運用するわけでございますけれども、県内の企業からも積極的に資金を集めて、本県のメガソーラーに投資していきたいという提案がございます。

それから、三井物産の海外のネットワークを通じまして、本県のメガソーラーを、日本を代表するメガソーラーとして海外に発信いただけるという提案もいただいております。以上でございます。

望月（利）委員 現地説明会に7者、実際の提案にたしか4者ということで聞いていますが、その数について多いのか少ないのか、その辺をどういう考えを持っていらっし

やるのか。

小林環境創造課長 実のところ、まだ国におきまして今回の再生可能エネルギー買い取り価格が決まっておりません。まだこの価格を決める委員も、人事案件が今国会に提出されているところでございます。そういった中で、若干不安もあったわけですが、応募を開始したところ、7者から現場説明に参加したいということで、当初私どもが想定しました大どころの事業者が入っておいりましたので、かなり手ごたえを感じておりました。しかし、実際、提案を受けたところ4者ということで、辞退した理由といたしまして、やはり買い取り価格が決まっておらず、上の決裁がおりなかったというようなことを理由に挙げております。そうはいつても、国内でも非常に実績のある有力な会社から提案をいただいております、そういった中で三井物産の連合体から非常によい提案をもらったと考えております。以上です。

望月（利）委員 今、御発言の中で買い取り価格が決まっていないということで、普通、商売で言えば、幾らお金が入るのかとわかっていない状態で手を挙げていただいた、誘致に成功したということなんですが、実際に実入りがわかっていないのに来てくれるということの要因を教えてください。

小林環境創造課長 先ほど委員もおっしゃったとおり、本県は全国トップクラスの日照時間ということでございますので、今回の再生可能エネルギー法が成功するためにも、本県でまず成功モデルが出ないといけないのかなという感じでございます。企業も本県の日照時間というものは非常に評価をいただいていると思っております。今回、私どもが議会の御理解も得る中で、比較的フラットで送電線の近い土地を提供することができたということ、それから、事業者側の評価といたしましては、事前に教育委員会の協力を得て、埋蔵文化財の試掘を行ったこと、それから9月議会で樹木の伐採など荒造成等の予算をいただきまして、できるだけ早く事業者が発電事業に参入できるような配慮をしたことが評価をいただいているところでございます。

望月（利）委員 いろいろな努力があつて、また、日照時間という地の利を生かして誘致が決まったということなんですが、県の土地以外に市町村もそういう適地の未利用地というものがあるかと思えます。市町村に照会はしていらっしゃるかと思えますが、市町村にそういったものを働きかけるというような方向性があるかどうか、教えてください。

小林環境創造課長 既に市町村から、こういった土地があるんだけど見ていただけないかという形ではありますが、送電線が遠かったり、あるいは山で地形が複雑で、造成等でもかなりの経費を要してしまうということで、なかなかこれはという土地はないのですが、そうはいつても一、二カ所、使えるかなという土地がございまして、今後、当該市町村の意向も伺う中で、買い取り価格の動向も見極めながら、市町村をサポートして、また誘致につなげてまいりたいと考えております。

(林業公社について)

桜本副委員長 さっきの分収林のところに戻らせてもらうのですが、契約者が5,000人ということで、非常に数が多い。そして、契約行為ですから、また再度の契約が出てくるという可能性も出てくる中で、例えば5,000人の代表制度をと

るとか、来年に向けてスタートする中で、いかにしてその5,000人の契約者とのことを短くできるか。そして、次の段階のことも考えていただけるような提案を、ぜひしていただきたいと思います。

そしてまた、非常に契約期間も長くなりますので、相続人の問題も出てくると思います。そういった相続人のことも対応できるような、契約内容にぜひ関心を持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

宇野森林環境部技監 契約変更に向けた作業というのは、今、我々としても作業行程をいろいろ整理しながら、これから取り組んでいくという段階になります。地域によっては、分収林の所有者の方々、共有林であったりとか、地区によってはいろいろ熱心な活動をされている地区もあったり、場所によっては全く御関心がないようなところもあったりと、いろいろ実情が異なる部分もございます。今お話にあったような、どういう形が地域によって望ましいかということで、地区ごとに協議会を作成して、あるいは市町村や森林組合ということで地域の事情に明るい方にも御協力いただきながら、分収林は当初の契約というのは、一番古いもので昭和40年ということで、それから契約の内容自体が、場合によってはずっと所有者も関知していないような部分もあると聞いておりますので、そういったことを今後の改革の中で、こういった形が適当なのかということを検討しながら、少しでもいい方向で進めるように考えていきたいと思います。

望月（清）委員 林業公社の件について、せっかくですから1つお伺いしたいと思います。

先ほど、部長からだったでしょうか、木材価格が90%ぐらい落ちてしまったということですが、その中で幾つかの原因があるかと思えます。その原因について知っていることがありましたら、詳細に説明していただければと思います。

宇野森林環境部技監 これまでの資料で御説明しましたが、木材価格は昭和55年ごろがピークということで、ずっと下降傾向をたどっております。木材につきましては、早くから自由化がなされておまして、関税が今、随分低い、ほとんどかかっていないという状況で、外材が大きく入ってきているということは、まず長い間の大きい原因の一つではないかと考えます。

あとは、建築用材、住宅が在来工法といまして柱を使って建てる家から、今はツーバイフォーといった形で、木材の利用形態が変わってくる中で、国産材というものが使われづらくなってきているということで、これまでは合板といったものが国産材ではなかなか生産できていなかった。最近はそういった技術が少しずつ進んできておりますので、少しずつ需要構造は変わってきているというふうに考えています。

現在、国産材の自給率は20%ということになっておまして、国もそれを上げようという努力をしておりますので、県としてもそういった施策も推進していく必要があるかと考えております。

望月（清）委員 最近、TPPの問題があります。米に780%前後の関税がかかっている。これがTPPの関税撤廃になったら、やはり木材と同じような状況になるのかなと思うんです。私は地元で、例えば八幡山管理委員会とか、それから金峰前山恩賜林保護組合、こういう議会にも長年出させていただきまして、林業に携わっている人たちがたくさんいるんです。そういう中で、今度はどうなるんだというようなことをよく聞かれます。そんな中で木材が低迷したからと、ただこれだけではなかなか理解が得られない。50年代に木材の自由化になって、



その当時に比べて10%近い金額になってしまったということです。そういう中で木材の需要とか建築工法とか、いろいろなものが変わってきた。

こういう中で、やはり県としてこういう明確な形の中でこうなったんだと、それでもう、将来的な見込みはどうなんだと。林業に携わっている人たち、また、山を持っている人たちに、委員会でこんな話もお聞きしましたと、こんな議論をしたけれどもこんな結果ですよという話をしたいということなんです。また、それがこの5,000人からなる分収率変更の関係者の方々にも理解を得られるんじゃないかと思っております。

そんなことで、県としてはこういう明確な理由なんだと、そして、今後こんな方向でしか想定できないんだということをお聞きしたいです。よろしくお願いたします。

宇野森林環境部技監 今、TPPのお話がありました。委員おっしゃったとおり、木材は随分早くから自由化をされてきているわけがございます。木材価格という、いわゆる山もとで切ったときの価格というのは、非常に大きく下がってきております。一方で、使われる木材価格というのは、外材等の競合があって値段は下がっておりますが、最終的な製材として加工されているときには一定の値段を、場合によっては、外材よりも国産材のほうが安くなってきているようなところもありまして、国産材が使われる余地も少し出てきているのかなと思っております。

ただ、山もとから製材をするまでの間の、いわゆる搬出コストですといったものが非常に大きくなってきている部分もあるかと思っておりますので、県としましては、やはり路網の整備や作業の効率化、集約化という形で呼んでおりますが、そういったものを進めながら、少しでも木材が価値を持って市場に流れるような仕組みづくりというのは、引き続きやっていく必要があると思っております。

木材価格、今後の見通しというのはなかなかつけづらいところでございますが、世界的には資源がだんだん逼迫してくるという中で、例えば県ではFSCといった県産材という、少し付加価値をつけるような取り組みもやっておりますので、いろいろな施策を展開しながら、少しでもいい条件になっていくように進んでいきたいと思っております。

**主な質疑等 県土整備部関係**

※第104号 山梨県道路法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第105号 山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

桜本副委員長 先ほど、道路整備課の債務負担行為ということで、5合目のトイレの増設というお話が出たのですが、先ほどのお話のとおり、今、この地域は世界遺産の登録に向けてということで、例えば道路の渋滞箇所を解消するようなことに、県土整備部としては特別、地域の事業というか、取り組みに対して地域の方々にも配慮をしていかなければならないという中で、そのほか地域の方々のこういった声を取り入れますというようなことは、具体的に何かございますか。

大久保道路整備課長 この富士北麓地域の道路事情というのは、やはり観光シーズンに渋滞しているという状況がございます。現在、最も重点的に整備しているところが国道137号の吉田河口湖バイパスのトンネルでございまして、河口湖と富士吉田の間が渋滞しているというふうに感じております。そこで、そのトンネルを整備することによりまして、現在の137号、139号、これはメインの道路と思っておりますけれども、そういうような渋滞が緩和できる等々、幾つかの道路整備とあわせて行っております。以上です。

桜本副委員長 このように世界遺産というような取り組みをしているものでありますので、ぜひ地元の方々にとっても、こういった事業を通じて地域もよくなっていくというような情勢を受けるのには、やはりこの地域の方々の要望も特に聞いていくという姿勢が、これからの遂行に向けても地域の協力も受けられると思うのですが、その辺どうでしょうか。部長のほうから。

酒谷県土整備部長 世界遺産にかかわる、県の道路整備のほうで、地域の要望を受けた工事ということでありますが、基本的には我々、工事をするときには、事業をするときには、地域の声を最大限生かすような方向で進めております。特に世界遺産につきましても、時期もありますし、来年度イコモスの調査もあるということでございます。そういうことでありますので、できる限り住民の声を聞きながら、ピンポイント的にはあるかもしれませんが、その声にかなうように整備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(都市公園建設費について)

望月(利)委員 県土の13、都市公園建設費の小瀬スポーツ公園の防災ということですが、具体的にどんな形になるのか。

市川都市計画課長 既に小瀬スポーツ公園につきましても、防災機能強化事業を進めております。小瀬スポーツ公園を初めとして、県営の大規模公園については防災上の活動拠点として、自衛隊や消防、警察といった大規模に活動する人たちのために有効に使えるようにということで、例えば進入路を広くしたり、駐車場につきましても、植樹帯などが非常に障害になる場合がございますので、そういった

ものを直したり、場合によっては活動される方々のための緊急時のトイレや水の確保が必要ですので、井戸といったものに取り組んでいるところでございます。

今回は、ヘリポートとして使う場所について活動できるような改修を、補正させていただいたということでございます。以上でございます。

土橋委員

今の小瀬のことについて、質問させていただきます。小瀬は身近によく使われていますけれども、トイレの話が出ましたが、少ないですね。例えば、唯一、小瀬スポーツ公園の中にある車いすの障害者用のトイレも、障害者用のトイレにしては入口にグレーチングがあって入れない。障害者用のところだけスロープがあるけれど、手を洗うところがお粗末な水道で、実際、車いすの人は水道も出せないようなものが、遠くに、サッカー場の向こうのほうに1カ所しかないという現実があります。緊急用ということをいろいろ含めていくと、その中に車いすの人たちも大勢いるかなど。あと、もう一つ、例えば体育館の横を警察の、野球場のほうから回っていく道路の途中にあるグレーチングも、全部同じ方向へ向いているんですが、車いすの人たちが、前がすとんと落ちてしまうような状態です。あれを1カ所だけでも横に向けることによって、通りやすくなる。緊急で小瀬を改修しているということであれば、ぜひそういうところも気を使って直してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

市川都市計画課長 先ほど説明が足りなかったと思います。申しわけございませんが、防災機能強化事業につきましても、防災機能の強化だけではなく、既存の施設についてもバリアフリー化、そういったものを含めて一緒に整備をさせていただきますので、現在いただいた意見も踏まえて検討をさせていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(木造住宅耐震化啓発事業費について)

桜本副委員長 4ページの木造住宅という、戸別訪問の件であります。今、非常に訪問販売とか訪問にまつわる事件等がふえている中で、こういった事業を通して、また、これが犯罪につながるようなものであっては困るというふうに、私自身危惧しています。例えばターゲットを絞るとか、あるいはこの地域の代表の方に随行してもらおうとか、犯罪につながらないために、どのようにお考えでしょうか。

松永建築住宅課長 戸別訪問につきましては、今年度もやってございますけれども、原則としましては、市町村の職員、県の職員、それから地元の自治会の役員さん、会長さんですね、こういった方に一緒に行っていただきまして、事前に回覧等も行う中で、一緒に回って、そういったいわゆる訪問販売と違うという点を強調しながら、きちんとお話をしてお話をして御説明しているという状況でございます。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第109号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 契約締結の件

質疑

桜本副委員長 最終的に27年度まで引き続き外構駐車場ということになっていますが、総事業費はおおむねどのぐらいを考えているのでしょうか。

和田営繕課長 総事業費につきましては25億7,400万円となっております。そのうち営繕工事費の想定につきましては、24億6,042万2,000円でございます。以上です。

桜本副委員長 後発な県立の高等学校であります。これから例えば環境に配慮するとか、あるいは山梨らしさとか、やはり二十数億かけるものであれば、何かどこか県民に訴えられるような、あるいは発信できるような、特徴ある要素も取り込んでもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

和田営繕課長 いろいろ考え方はあるんだろうと思いますけれども、最近の学校施設の整備につきましては、県も推奨しております県産木材の活用を図っていくということで、廊下とか教室の腰壁に一部そういうものを使用していくということ。それから、この学校につきましては、定時制ということで、午前の部、午後の部、夜間、それから通信制と、いろいろな人が多分入学してくるだろうと思います。ましてや成人を迎えて、一時、高校に行っていた人が途中やめてまた入るといふようなことがございますので、そういう点につきましては、もう成人が入る学校であるということも考慮しながら、いわゆる中学を卒業してきた生徒さんが、その後3年間通う学校とは違うという意味で、やはりある程度はその雰囲気が出るようなものにしていきたい。

それから、食堂がございます。これは定時制の学校については整備するべきものでございまして、仕事を終えて夜間学校に飛んでくるということにもこたえられるような、利用できるようなものがございます。以上です。

桜本副委員長 今お話にあったように、20歳を過ぎたというふうなことで、普通の高校ではあり得ないバイク通学だとか、あるいは自動車通学というようなことも考えなければならないのですが、そういったスペース的なものは配慮してあるんで

しょうか。

和田営繕課長　　まず駐車場でございますけれども、合計で86台の駐車スペースがこの6ページの資料の中の区画線では描かれてございます。それから、駐輪場につきましては、この整備イメージ図の西面というところを見ていただきたいんですが、ここに屋内運動場と、それから駐輪場の絵がかかれてございますけれども、2階建てで、バイクあるいは自転車がとめられるようなものを整備しているということです。

それから、先ほど、環境に配慮した特色あるというところで1つ落としましたけれども、この建物にも太陽光発電が整備されます。20キロワットの太陽光を、先ほど説明しました特別教室棟の勾配屋根の上に乗せて、環境に配慮していきたいと考えております。以上です。

仁ノ平委員　　いろいろ配慮事項がエコや太陽光と出たんですが、当然かと思いますが、UDについてはいかがでしょうか。

和田営繕課長　　これはすべての学校整備に共通することでございます。学校の昇降口にスロープをつける。あるいは障害者用のトイレをつける。そういうふうなことで段差を解消していく。あるいは、色にも配慮する。それから、その他いろいろなものでユニバーサルデザイン、見やすい標識とかそういったものには配慮されたものに設計していくと考えております。以上です。

仁ノ平委員　　そのあたりはもう大体常識になってきていて、そのように御配慮いただけるかと思うんですが、太陽光、エコも含めて、特にUDについては、我々は配慮しているつもりでも、実際に使う方にとってみると、でき上がってから、何でもこんなものつくったんだというようなこともままあることです。当事者の生徒さんといっても、生徒さんは出入りがありますが、教職員の方々と、あるいは生徒さん方と事前に話し合う機会などは今後予定されているのでしょうか。

和田営繕課長　　設計のステップの話だと思います。営繕課が学校整備を学校施設課から依頼をされます。そして、設計事務所を選定して契約をして設計が始まるわけですが、設計が始まりますと、学校施設課、それから学校の事務の代表者、あるいは各学科の先生方、そういう方々と定例の打ち合わせを行います。学校の規模、それから必要な教室、それから全体の大きさ、それからどんなふうな教育をしていくのかということをいろいろ話し合う中で、学校側の要望を取り入れて設計をしていきます。そういう中に、今のUDの話も当然出てきておりますし、こちらのほうで、こういうメニューでおやりになったらいかがでしょうかという提案もしながら進めているところです。

しかしながら、今度はこのように工事を発注しますと、平面的にものを考えて要望していたことが、立体的に近づいてきますと、やはり的確に目についてきます。そのときには全くその内容を、我々もいろいろ協議する中で、お金が変わらないような変更をしていかざるを得ない場合がございます。それはもう勇気を持って、使い勝手がよくなるようには改善をされていてということ、これからもそのような打ち合わせは幾つか出てきまして、また要望が変わるかもしれませんが、それには対応をしております。以上でございます。

土橋委員　　前期になります。2年前に、このことについて、特殊な子供たちが通う学校だから、きめ細やかなしつかりした対応でやってくれということを一一般質問で

やったことがあるので、やっところまで来たかなと思っています。現場にも行きました。プレハブの何か寒そうな、こんなところでいいのかなと思うようなところにカウンセラー室もあったんですが、2年の間、あの敷地面積からいってもすごく狭いところですよ。その間の建築に対して、事故があっても困る。子供たちは当然通うと思うんですが、その対応はどうなっていますか。

和田 営繕課長

おっしゃるとおり、現在の校舎のすぐ南側のわきに、この工事の仮囲いが出てまいります。工事範囲につきましては、当面2年間、23、24は特別教室棟と普通教室棟の建設ということで、その建設に最低限必要な敷地は使わせていただきますけれども、完全に仮囲いをいたしまして、生徒の通う通路と工사용車両の進入等につきましては区分けをいたします。

それから、こういうふうな工事を発注する際に、総合評価方式という方式を採用しているわけですが、各工事の受注者には、工事の安全性の確認をして、提案をしていただいております。そういうものの安全に配慮した工事をすることによって判断をさせていただいております。

ただ、非常に問題なのは、区分けの交差がある、なしということも重要なんですけれども、音の問題、それからほこりの問題、ものすごく近接した工事でございますので、いろいろな配慮をしていかなければならないとは思っておりますが、いつの建てかえ工事につきましても、どうしても避けられないときがございます。そのときには生徒さんが少ない時期に、いろいろな音が出るものはないときに、工夫をしながらやるような工程をしっかりと組みまして、やらせていただくという考えであります。以上です。

土橋 委員

ぜひその辺のところをお願いします。特にここへ行っている子供たちは、例えばほかの学校へ行って挫折したりというようなことから新たにそういうところに行っているときに、何かあるとまたちょっと困るかなと思います。

それと、この委員会じゃなくて教育厚生委員会で考えることかもしれないのですが、工事期間の段階で駐車場が86台分ありますという報告でしたが、その期間中に車は置けなくなるような状態だと思います。例えば、当然、来期の卒業式が3月にあつて、入学式が4月にあつてということになると、父兄が来るにも駐車場が全くないような状態だと思います。工事期間中に当たるそういう弊害も間違いなく2年にわたつてあると思いますが、例えば、このときだけは卒業式をよそでやるかとか、入学式は駐車場をどこか用意するか、その辺はどうなっていますか。

和田 営繕課長

全く申しわけございません。教育委員会の所管でございまして、想定は私にもできますけれども、これまでの幾つかの建てかえを経験した中でお話をさせていただきますと、この内容については、学校施設課が該当する学校との協議をしながら、この計画を立てた上で、先ほど申されたような問題も解決した上で営繕課に仕事をお願いしてくる状態です。これにつきましては、狭ければ狭いなりに、グラウンドを工事に使っているときは、例えば甲府一高、あるいは近在の高校のときにつきましては緑ヶ丘のグラウンドを借りてくるとか、あるいは周りの駐車場で空いているところを借りるとか、あるいは一般体育館を借りるとか、そういうふうな工夫をいたしております。多分今回もそれと同じ対応をしてくれるだろうと、そういうことで我々に対応できる場所があれば協力をしていきたいと、こんなふうに考えてございます。以上です。

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第111号 変更契約締結の件

質疑

桜本副委員長 議事堂ということでありますので、長い歴史も持っている。そしてまた、山梨県におけるシンボリックな建物であるということで、議員、ともかく山梨県内の方々が非常に注目をしている。そしてまた、折しも今、こういった建物の再利用というようなことで、いろいろな方々が関心を持っている事業であります。

その中で、今回こういう形で変更契約が出てきたということで、この提案理由を見ますと、補強方法の変更等ということで、建物を再構築する中で一番大事なところが欠けていたと思います。その中でこの契約までの経緯、先ほどの変更理由の中で、現場調査に基づき、長期間にわたる建物の使用ができなくなるというようなことも含めて、例えば設計期間が通常のものよりも短くていいよというようなお話で進めていたとか、あるいは、そういったことだから設計単価はほかのものよりも高かったとか低かったとか、そういった経緯も交えながら、時系列で御説明をいただけますか。

和田営繕課長 確認をさせていただきますが、業者が設計業者と施工業者とございますが、設計業者の選定のことによろしいでしょうか。

桜本副委員長 はい。

和田営繕課長 それでは、幾つか聞かれましたから、最初のところから答弁をさせていただきますけれども、まず、設計業者の選定でございます。これにつきましては、6社指名によります競争入札を行いました。この6社指名というのは、県の1,000万円を超えて5,000万円までの間、内容で決まっていることで6社ということです。この設計する場所が県庁の甲府市内ということで、選定する設計事務所につきましては、中北建設事務所の中の資格があるところという考えで、その技術者数等の、あるいは経験のある事務所上位6社を選定させていただきました。これが設計事務所の経緯でございます。

設計期間でございますが、平成21年5月25日から平成22年6月30日ということで、約13カ月の期間をとってございます。

設計委託料につきましては、予定価格が3,021万200円ということでございまして、契約金額につきましては、3,030万3,000円でございます。落札者につきましては、設計者は甲府市塩部4丁目15の8、株式会社馬場設計でございます。以上でございます。

桜本副委員長 この8ページの変更理由の中で、施工段階でも同様の調査を行うため、というような言葉が出ていますが、これは設計事務所を決定する事前の説明で、全体に対してこういった話もされたのですか。

和田営繕課長 設計業務委託の発注時につきましては、我々が指名しました業者に対し、県のホームページの中から、こういう設計を行いますという内容を特記として表

示したものをすべて出してございまして、その中で設計の方法と申しますか、成果品を求める内容、設計をしていただく内容、こういったものについてははっきりと書いております。ただ、調査の内容につきまして、どこまでをやるかということにつきましては、標準的な考え方の中で、我々が今回のこの議事堂の設計につきましては、昭和3年の建物でしたので、図面がございません。提供する資料もございません。そういう内容の中で建物の耐震診断と、それからいろいろな条件の中で、こういうふうな工事をしていきたいという内容の図面を仕上げてください、そして、それが工事の発注できる状況になるものの成果をおさめていただきたいという内容でやったものでございます。

今回、建物の現状調査につきましては、そういう状況の中で設計事務所にもプレゼンをしてございますので、完全に100%の調査をするような特記にはなってございません。以上です。

桜本副委員長 8ページには目視とか計測とか打診までとし、ということは、その説明は各社にしてあるということですね。それは間違いはないですか。

和田営繕課長 この状態を各社に説明してあるかということにつきましては、条件として先ほど説明させていただいたとおりでございますから、承知していたと思っております。以上です。

桜本副委員長 そういうことではなくて、具体的にこの言葉が相手に、要するに各社に伝わっているかどうかという問題です。

和田営繕課長 設計業務の調査を、設計を委託する場合でございますが、一般的には設計事務所の業務報酬というもの、要するに設計委託料はどのぐらい取ってもよいというふうな規定がございまして、そのもとは建築士法という法律の中で告示によって定められたものになってございます。その内容を見ますと、その調査の内容につきましては、どこまでというふうな内容は表示はされてございません。ですので、一般的に我々が改修工事の設計を委託するときの概念として、完全に調査をしなければならないというふうな内容につきましては、この業務報酬の考え方からいたしますと、別途特別な指定をしない限りはやらなくてもいいという考えになりますので、そういうものが書いてなかったとすれば、やらなくてもいいというふうに解釈されていたと思います。以上です。

桜本副委員長 ちょっと話を違う方向から進めます。建物、特に手を加えるということに関して、一般民間人とすれば、屋根は大丈夫かなと、壁は大丈夫かなと、基礎は大丈夫かなというところを一番気にするわけなんです。要は、雨風、地震をしのぎたいというようなことで。それでふたをあけてみたら、一番上の屋根を見ていなかったということの中で、皆様方、山梨県を代表する技術者が、その辺のことを見過ごしていた。完成した設計図書が出る前までも、皆さん方の設計事務所とのやりとりもあるわけですよ。ちょっと屋根が心配だけど、その設計で大丈夫なのか、この13カ月間の中にそういったやりとりはなかったんですか。

和田営繕課長 今回の設計業務委託の内容の中に2とおりの依頼が入ってございました。一つは、昭和3年に建てられましたこの建物の耐震性がどうかということに関しての調査。そして耐力がない場合、耐震性がない場合の補強工事の設計、これが一つのお願いでございました。



屋根につきましては、その耐震性の確認の段階の話になりますので、ちょっとその辺を細かく説明させていただきますけれども、この建物の構造に関する耐震性の確認につきましては、この建物が鉄筋コンクリート造の建物でございます。既に83年がたっているわけです。鉄筋コンクリート造の平均寿命が60年と言われております。この60年と言われるゆえんは、空気中の酸性の空気がコンクリートの中にしみ込みまして、1年間に0.5ミリの速度でコンクリートが中性化される。そして、そのコンクリートの表面から鉄筋までの間が3センチございます。これが約3センチまで中性化されるのに60年かかるということを決まっているとと言われております。

しかしながら、今回、この調査をするにつきまして、まずこの鉄筋コンクリートの構造の強度がどのぐらいあるのか。それから、コンクリートは基本的にはアルカリ性です。それが中性にどのぐらいの速度で進んでいるのか。それから、使っている鉄筋が昭和3年です。我々のイメージからすると、戦争前の非常に物資が乏しい時代の建物かなというイメージがありますが、どのぐらいの鉄筋が使われているのかということを経度的に、工事的な内容を確認するために、コンクリートを採取したり、鉄筋をむき出してはかりましたり、中性化の速度をはかりました。非常にいい工事がされていまして。

その結果に基づきまして診断を行いました結果、耐力がやはり少ないと。先ほど中央高校のときに、0.6という数字を耐震性の指標の中で説明をさせていただきましたが、これには届かない部分がありました。そのために、コンクリートの壁を地下のほうに設けさせていただくことになりました。屋根につきましては、かわらが乗っております三角形のこの小屋組みが、その当時の構造基準で行きますと、地震の耐力が小さく評価されていたと思われまして。そのことによりまして、それぞれの鉄骨トラスが接合している地震力に耐える、ブレースというものの数が少なく施工されていた。ですが、現在の耐震の基準からいきますと、これでは弱い、少ないということになりましたので、そのブレースを増加させていただいたというのが今回の工事でございます。じゃあどの部分が変わったんだと、どういう調査をしたからこうなったんだということを説明させていただきます。

まず、目視で見たわけではございません。鉄骨のブレースが何本も、トラスが何カ所か入っている中で、その小屋裏に上がりまして、その1本のトラスの部材をはかりました。先ほどこちらのほうで寸法に誤差があったという説明もさせていただきましたけれども、その1本の……。

白壁委員長 答弁者に申し上げます。区切って言っていたかかないと、我々は素人なのでよくわかりませんから、簡潔に区切りながら答弁してってください。

和田宮繕課長 はい、わかりました。済みません。

鉄骨のトラスにつきましても、1カ所測定して、それが誤差なく全部合うという考えでやりまして、この設計になったものでございます。以上でございます。

桜本副委員長 先ほどの話に戻りますが、要は山梨を代表する施設です。それをふたをあけてみたら、設計料にしてもそんなに安いわけでもない。まあ、高くもないわけだと思えます。一般的な契約をしていて、そこの大事な箇所だけ見過ごしていた、あるいは見なかったと。県のほうではそういったことを、細部まで見てくれというようなことはお話ししなかったんですか。設計図書を見ながらも、ちょっとここは今、課長さんがお話ししたように非常に古いものだと。今の設計

図書を見ると、ちょっと大丈夫なのかなというようなものは、このプロとしての判断というのは、設計事務所に情報として流していなかったんですか。大体、この13カ月間の間に何回ぐらい業者さんとの打ち合わせをされているんですか。例えば現場打ち合わせは何回やったとか。

和田 営繕課長 打ち合わせの前の鉄骨の屋根が、なぜわからなかったのかということの質問だと思いますが、私どもが工事を発注いたしました。そして、屋根のかわらを外しまして、下にありました下地も外しました。そして、トラスがむき出しになりました。そのむき出しになった時点で足場が全部掛かりました。その足場が掛かったところに立ってすべてを測定したら、先ほど説明したような狂いがあったということでございまして、これは当初の設計では、ちょっとできないところがあるということで変更を考えた次第でございます。

それから、設計事務所との調査についての打ち合わせは、合計で12回、実際に調査を進めております。以上です。

桜本 副委員長 その12回の中で、先ほど出た補強等について何かやりとりが残っているものがございますか。

和田 営繕課長 その部分について、契約が始まってすぐの段階、5月の段階でいろいろチェックをしているんですが、資料につきまして、その部分のやりとりの内容が残っているかどうかということにつきましては、ちょっと私も確認はしてございません。以上です。

(休 憩)

桜本 副委員長 済みません、引き続き。

小屋の中を見るっていうことはできなかつたんでしょうか。特に今、例えば電線なんかでもトラックにリフトつきのものがあって、非常に簡易的なものもある中で、さっきの屋根のところも工事になって初めて足場を組んだから見たとかいうお話が出ましたが、そうじゃなくてもっと簡単なものがあると思うんですよね。例えば、ペンキ屋さんなんか天井を塗るときに、やぐらを組んだもので高いところを作業をしていたりとか、そこに二重計上になることを考慮する想定をすべきではなく、民間の方々簡単に調査や作業をしているわけですから、何でそういったものを使わなかったのかということもあるんですが。

結局、3,670万円という増額せざるを得ない事業ではありますが、我々の議会側とすれば、県民の方々から、県の仕事は余りにもずさんだ、身内にはものすごく甘いじゃないかと言われてたくはないんです。ですから、これはもう完全に税金の中でやることでありますので、やはりその中で県民に対してわかるようなことをやっていかなければならない。そういった意味で、私も執拗に質問させていただくんですが、県民からも、きちんとしたお金を使っていないんじゃないのかという御指摘があると思います。その代弁として、作業車といったものを使いながらできなかつたのか、あるいは何で小屋裏に入らなかつたのか、変更理由の目視、計測、打診までで本当の設計というものがこの中でできるかどうか。そういったことを逆にこの中で文書化するというところに、私はものすごく疑念というか、逆に言うとも憤りを感じます。

行政としてこういった甘いことを民間の方にさせないために、皆さん方、技術者がいるわけですから、ここに来て理由として、目で見て、触ればいい、それだけで設計を出してくれなんていうことが、私は理解できないんです。

和田営繕課長　　まず、小屋裏を見ないでおっしゃられましたけれども、小屋裏に登る階段はございました。そして、その階段を利用いたしまして鉄骨の計測もしてございます。ただし、議事堂の議場の裏側は、先ほど説明したように格子の天井になってございまして、真ん中は照明がついている。上がれるところにつきましては、トラスのワンスパン分の詳細な寸法の調査はしてございます。ただ、私が説明しましたのは、全部が隅々まで歩いていけなかったののでやっていなかったということで、1つの場所については計測はしてございます。それが調査をしたということでやってあります、ということでございます。以上です。

桜本副委員長　　作業用のものを使うとか。

和田営繕課長　　鉄骨トラスの屋根裏につきましては、かわらを外さないと見えませんので、外側から高所作業車でのごき込むということは、そこまでの調査は考えておりませんでした。

外壁の調査につきましては、南側で一部リフターを使いまして確認はさせていただきましたが、全数はやってございません。あくまでも手の届く範囲で、浮きがあるとかひび割れがあるという状況、割れているという確認は目視でしたり、あるいは手の届くところをたたいてはやっていきます。

石井委員　　今回、この建物ですけれども、昭和3年の県の文化財の指定に11年の12月24日になったということで、本当に慎重に設計もしていただきたいと思えます。そういったことで、目視、計測、また、診断、打診ということですが、いろいろ掘り下げを試みたりとか、いろいろあったと思いますが、今までの説明の中でちょっとわかりにくいところがありますので、動議とさせていただきます。よろしいですか、委員長。

白壁委員長　　はい。

石井委員　　そういったことで、執行部の説明だけではまだわかりにくい点があるわけがございます。足場とかいろいろなものがありますので、そこで現地をちょっと視察させてもらいたいと思えますが、委員長どうでしょうか。

白壁委員長　　ただいま石井議員から、本議案については現地調査を実施されたいとの動議が提出されました。よって、本動議をただちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

白壁委員長　　御異議なしと認めます。よって現地調査を実施されたいとの動議は可決されました。

重ねてお諮りいたします。第111号議案につきましては、委員会を暫時休憩し、委員全員により現地を調査することとし、議長に対し派遣承認要求をし、現地調査を行った後、委員会を再開することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

白壁委員長 御異議なしと認めます。それでは暫時休憩いたします。

(休憩)

桜本副委員長 現場を見させていただいて、やはり古い建物だということを改めて認識をしたところでもあります。私が言いたいのは、やはり県民の目線で、県が指導する立場できちっと、この変更理由を見る限り、もうちょっときちっとした形の理由であってほしかったということです。

最後に、先ほどの12回の打ち合わせの記録と、あと、ホームページ上にどのような形で載っていたのか、書類で提出していただければ、また参考にしていきたいと思っております。資料の提出を求めたいと思います。

白壁委員長 桜本委員から資料提出ということではありますが、資料がございましたら、委員会として提出を求めたいと思います。

和田宮繕課長 議事録を書類として確認をさせていただきました。ただ、ストレートに小屋裏の部分の調査とか、そういうことが表示された内容になっていませんでした。記録としては、調査が何月何日に行われて、構造全体の調査をやっていきますという記録でございますが、それでよろしかったら提出ができます。いかがでしょうか。以上です。

(休憩)

白壁委員長 できる限りの記録を御提出願いたいと思います。

望月（利）委員 基本的なことですが、この県議会議事堂の改修工事は文化財の指定ということで、建てかえでなくて改修してということではよろしいでしょうか。

和田宮繕課長 この建物につきましては、設計をやり始める段階から、文化財の委員さんからの御意見を伺いながら改修工事の設計を進め、その途中で文化財として登録されたものでございます。そういうことで、県の有形文化財という形になってございます。

望月（利）委員 変更理由の、昭和3年の建設で設計図や各種データ等が保存されていないという文言ですが、山梨県の文書管理規定の要綱によりますと、歴史的もしくは文化的な資料、また学術的研究用の資料として保存することが適当なものは保存をするというような規定になっているんですが、この辺について伺います。

和田宮繕課長 今回のこの建物につきましては、建設当時の図面がないということで、これにつきまして文化財登録するときの考え方といたしまして、設計の段階から現状の記録を完全にとどめて記録して保存してほしい。それから、工事中の各部位等の記録も丹念にとっておいてほしいということで、現在、その記録をとっている次第でございます。この工事が完成した後に、管財課のほうでそれをまとめたものを1冊の報告書として出すことで記録が残るということです。以上でございます。

望月（利）委員 言いたいのは、なぜ今、使っているこの議事堂の設計図書がないのか。例え

ば、もう壊してしまったものを保管しておくというのは、保管期間、1年、3年、5年、10年、30年というようなある程度規定があると思いますが、実際こうやって文化財的なものになる可能性があるものを、何で保管しておかなかったのかという部分をお聞かせ願えますか。

白壁委員長            だんだん変更契約締結から方向が変わっているのです、ぜひその辺も考慮していただいて質問をお願いします。

和田宮繕課長        宮繕課が保管する書類は契約書類だけでございます。その工事中のやりとりをしている関連書類もある期間は保管しておきますが、本来ですと、県庁のこの建物の管理者が保管すべきものであったのではないかとおもわれますが、昭和3年という時代を背景にいたしますと、その書類がなかったのは、残念ではありますが、やむを得なかったかなと私は考えております。

土橋委員            今回、委員会に付託された金額、本当に県民の大事な税金を使っての改修工事が2,500万円オーバーするという話になりますから、委員会としても慎重に審議しなければならないということは間違いなく思っております。

ただ、ある意味、今後も気をつけてもらいたいなということは、年数がたったり、いろいろなことになってくると全くわからない。今、見せてもらって初めてわかる。私たち素人でも、今、屋根などは高所作業車で見ればわかるというようなことを、やっぱり一般の人も感じると思います。まあ、そういうのが表に出て、これに何百万かかりますよという話になってくると、そういうところもすごくかかると思います。

今回、見せてもらって、改めて、大変な工事をしているんだなということはもちろん感じさせていただきました。まだまだ委員会で、ほかの委員からは話が出るかもしれませんが、私は、見せてもらったことをありがたく思っています。でき上がったら、我々はいよいよここで活動するんだなという気持ちも含めながら、拝見させていただきました。

内容的なことから言うと、もう少ししっかりやっておいてもらえればよかったということだけはすごく思います。ぜひしっかりよろしく願いいたします。

和田宮繕課長        全く委員のおっしゃるとおりでございます。私の課は山梨県の公共建築を県民の皆様にご使用をさせていただくように一生懸命やっているわけですが、今回のこの審議でいろいろと御指摘いただいた内容につきましては、私も非常に責任を感じてございます。そういう中で、やはり職員の技術の研さん、それからコスト意識をしっかりととらえて、今後も仕事に励んでいくということで考えております。

これからも公共建築の新築、改修といったものが幾つか続いていくかとは思いますが、すべて我々に託された技術的な内容も多うございますので、それにつきましては一生懸命やっていきたいと考えています。よろしく願いいたします。

以 上

土木森林環境委員長 白壁 賢一